県営住宅模様替、増築承認基準

(目的)

第1条 この基準は、熊本県営住宅条例(昭和35年熊本県条例第11号。以下「条例」という。)第27条の規定により、模様替及び増築(以下「模様替等」という。)を行う場合の承認基準を定め、適正な住宅管理に資することを目的とする。

(運用)

第2条 模様替等の承認は、あくまで例外的な取扱いであり、入居者の実態等からみて 真にやむを得ない場合に限るものとする。

(一般的承認基準)

- 第3条 模様替等の承認申請をすることができる者は、公営住宅法(昭和25年法律第193号)、条例、熊本県営住宅条例施行規則(昭和35年熊本県規則第33号。第6条において「規則」という。)及びその他の規定に違反していない者とし、かつ、住宅の建替事業のため知事が指示したとき、又は住宅を明け渡すときは、直ちに申請者の負担において原状回復(地下埋設物の場合を含む。)又は、撤去することを条件として、模様替等の承認申請により承認することができる基準を次のとおり定める。
 - 一 模様替箇所及び増築物の原状回復が容易なものであること。
 - 二 住宅又は団地の美観を損じないこと。
 - 三 住宅の通風・採光及び防災上支障のないこと。
 - 四 建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める基準に適合すること。
 - 五 模様替等をしようとする住宅の主要構造部分(壁、柱、床、はり及び屋根等)に 損傷を与えないこと。

(増築の承認基準)

- 第4条 増築の承認申請により承認することができる基準は、入居者の共同利益及び適 正な管理に支障をきたさないものであり、かつ次の各号に掲げる要件のすべてを充た すものであること。
 - 一 居室に係る要件
 - (イ) 増築の承認申請をすることができる者は、県営住宅に入居後1年以上を 経過し、かつ、構成人員については、最低居住水準(別表第1)に定める水準に満 たないものであること。
 - (ロ) 対象住宅が木造住宅、簡易耐火構造平家建住宅及び簡易耐火構造二階建 住宅で占有空地を有する住宅であること。
 - (ハ) 構造が組立式であること。
 - (二) 増築面積が10平方メートル未満であること。
 - (ホ) 設置場所は、南庭空地とし、住宅の本体から1メートル以上、隣接地・

通路等の各境界線から50センチメートル以上、それぞれ離してあること。

- (へ) 増築する建物の軒高が住宅の軒高を超えないものであること。
- 二 物置及び浴室に係る要件
 - (イ) 対象住宅、構造、設置場所については、居室に準ずる。
 - (ロ) 増築面積が3.3平方メートル以内であること。
- 三 ひさしに係る要件

住宅の外壁からひさしの出までの水平距離が2.0メートル以内で、板、壁等の構造物で周囲を囲まないものであること。

(模様替の承認基準)

- 第5条 模様替の承認基準により承認することができる事項は、次のとおりとする。
 - (イ) 受電容量変更(県営住宅電気配線状況(別表第2)に定める団地ごとの 限度内に限る。)
 - (ロ) 手すりの取り付け(建物に構造的な悪影響を与えないように施行できる場合に限る。)
 - (ハ) その他知事が必要と認める事項

(承認申請の手続)

- 第6条 模様替等をしようとする者は、規則別記第18号様式の模様替等承認申請書に 次に掲げる書類を添えて申請するものとする。
 - 一 配置図を兼ねた平面図(住宅を含む模様替等施工部分を朱書により明らかにする こと。)
 - 二 姿図及び断面図(増築の場合に限る。)
 - 三 誓約書(別記様式第1号)
 - 四 同意書(別記様式第2号。増築の場合に限る。)
 - 五 住民票の写し(発行日より三箇月以内のもの。増築の場合に限る。)
 - 六 その他知事が必要とする書類。
- 2 知事は前項の申請があったときはその内容を審査し、模様替等を行うことがやむを 得ないと認められるときは、県営住宅模様替等承認書(別記様式第3号)により承認す るものとする。ただし、前条(イ)に定める受電容量変更については、熊本県住宅供給 公社への届出(別記様式第4号)により知事の承認があったものとする。
- 第7条 この基準に定めのない模様替等については別に知事が定める。

(附則)

この基準は、昭和54年9月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成10年2月1日から施行する。

最 低 居 住 水 準

居住室

1 寝室

- (1) 夫婦(夫婦のいずれか一方が欠けた場合を含む。)の独立の寝室を確保する。ただし、満5歳以下の子供一人までは同室も可とする。
- (2)満6歳以上17歳の子供については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1室2人までとし、満12歳以上の子供については男女別に就寝できる寝室を確保する。
- (3)満18歳以上のものについては、個室を確保する。

2 食事室

- (1)食事のための場所を食事室兼台所として確保する。ただし、単身世帯については、台所のみとする。
- (2)食事室の規模は、世帯人員に応じ、7.5平方メートル又は、10平方メートルとする。

別記様式第1号(第6条関係)

誓約書

昭和 年 月 日

熊本県知事 殿

 県営住宅
 団地
 号

 入居者氏名
 印

このたび県営住宅にあっては、下記事項を誓約いたします。

記

- 1 申請以外の用途に使用いたしません。
- 2 必ず承認どおり施行します。
- 3 誓約に違反したときはいかなる処置をうけても異存ありません。
- 4 道路の新設、拡張及び住宅の建替等県において必要があるとき、又は住宅明渡しに際しては、私 の負担において直ちに原形に復するとともに、この増築及び模様替等に関する一切の権利を放棄し ます。

ここに県に対してご迷惑をかけないことを誓約いたします。

別記様式第2号(第6条関係)

同意畫

このたび県営住宅 団地 号入居者が

するにあたっては、異議なく同意いたします。

年 月 日

熊本県知事

県営団地 団地

(右隣)第 号 印

(左隣)第 号 印

熊本県指令第 号

団地 号

昭和 年 月 日付けで申請の付して承認する。

については、下記の条件を

年 月 日

熊本県知事

条 件

- 1 申請以外の用途に使用しないこと。
- 2 道路の新設、拡張及び住宅の建替等県において必要があるとき、又は住宅明渡しに際しては、申請者の負担で直ちに原状に復旧すること。
- 3 承認どおり施工し、既存住宅に損傷しないこと。
- 4 浴槽設置の場合、煙突は、屋上突出部が屋根面からの垂直距離を60cm以上とし木材その他可燃 材料から15cm以上離すこと。
- 5 (m) 以内とし、隣地境界線から0.5 m以上離すこと。 なお、既存建物から m以上離して設置し、給排水管の上に設置しないこと。
- 6 ひさし、外壁からひさしの出までの水平距離を2.0m以内とし、周囲を囲まないこと。
- 7 知事の承認を得ず増築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けないこと。
- 8 申請どおりに施行すること。

県営住宅受電容量変更届

平成 年 月 日

	本県営住宅												
	本県住宅記のとおり					入	、営住宅 、居者氏名 け出ます。	0		団地		棟	号印
1 2	変更変更		容由			記 アンペア→ 容量不足のため				アンペア			
*	家賃の済	帯納に	はあり	ませ	ん。				ı		1		
		確	認	日	平成	年	月	日	確認	者印			
						(切	J 取 線])					
					県営	住宅受電	容量変更	届受理	通知				
九	州電力株式	式会补	土関係	営業	所長 様								
1	入居者			県営	住宅		団地		棟	Ę	<u>=</u> .		
				氏:	名								
2	変更内容	変更内容アン				ンペアー	ンペア→ アン						
3	変更理問	由		容量	不足のた	め				住年	芒供給公	社受付印	
注)	(別表第	第2)	に掲	げる		る。)に~	配線状況ついては、						

県営住宅電気配線状況

15アン	/ペア	20アン	ペア	3 0 アンペア				
託麻原	団地	古庭坊	団地	東本町	団地	須屋	団地	
渡瀬第一	団地	渡瀬第二	団地	西戸島	団地	上熊本	団地	
石神原	団地	八王寺	団地	萩原	団地	堀の内(新)団地	
万日山	団地	鉄砲塚	団地	田崎	団地	新東町	団地	
本山	団地	九品寺	団地	八反田	団地	保田窪第一	団地	
		境目	団地	八島 (新)	団地	保田窪第二	団地	
		武蔵ヶ丘	団地	二本木	団地	八島	団地	
		(20~34 棟・	· 36 · 38 ·	江津湖	団地	帯山A	団地	
		40 • 42~49	9棟)	水源	団地	新渡鹿	団地	
		小山田 (旧)団地	小山田(新)) 団地	団地 サンシャイン水前寺団地		
		八幡台	団地	川鶴	団地	竜蛇平	団地	
				東町	団地	武蔵ヶ丘	団地	
				帯山第二	団地	(1~19 棟・	35 · 37 ·	
				北津留	団地	39・41 棟)		
				大江	団地	富の尾	団地	
				泉ヶ丘	団地			

次の受電容量変更については、知事の承認を受けなければならない。

- * 新東町団地、保田窪第一団地、保田窪第二団地、帯山A団地、竜蛇平団地、新渡鹿団地、小山田(新) 団地については、漏電ブレーカー取り替え工事により40アンペアまで変更可能。
- * 水源団地については、50アンペアまで変更可能。(設計要領6kvA)